安城市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、安城市水道事業窓口業務等包括業務委託（以下「本業務」という。）について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2　業務概要

（1）業務名　安城市水道事業窓口業務等包括業務委託

（2）業務内容　安城市水道事業窓口業務等包括業務委託仕様書のとおりとする。

（3）業務場所

ア　事務所は安城市役所上下水道部水道業務課内に置くものとする。

イ　対象区域は安城市水道事業給水区域の全域とする。

（4）履行期間

本業務の履行期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。なお、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までの間は移行準備期間とし、また、その期間に係る経費等は受注者の負担とする。

（5）提案上限額

金６４０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※自由提案業務が有償の場合は、別途見積書を添付すること。

契約期間中に消費税が変更された場合、変更日以降の契約金額には新税率を適用する。

令和８年度　　金１２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和９年度　　金１２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１０年度　金１２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１１年度　金１２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１２年度　金１２８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

本件の委託料の支払い方法については毎月の均等払いとし、事業の一部完了報告書を提出後に、請求書により支払うものとする。なお、１回あたりの支払額を算定するにあたり１万円未満の端数が生じる場合は、その端数を各年度の第１回目の請求に加えるものとする。

（6）給水人口　令和６年度末時点で１８７，３９８人

（7）給水戸数　令和６年度末時点で８０，１２６戸

（8）収納方法

ア　金融機関等の窓口での納入通知書による支払い

イ　コンビニエンスストアでの納入通知書による支払い

ウ　水道お客様窓口での支払い

エ　口座振替による支払い
オ　スマートフォン決済アプリでの支払い
（９）上下水道料金システム　株式会社フューチャーイン：W.ing　Ver4.1
（１０）ハンディ端末　パナソニックホールディングス株式会社：ＦＺ－Ｎ１

3　実施形式

書類選考及びプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式

4　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の応募要件を満たし、参加表明書（様式第１号）等を提出後、発注者から参加資格決定通知書にて参加資格を有するとされた事業者に限る。

（１）応募要件

ア　給水人口１０万人以上の水道事業体での水道事業窓口業務等包括業務の実績を有すること。

イ　次に掲げる公的認証をいずれか取得している法人であること。

（ア）ＪＩＳ Ｑ １５００１ プライバシーマーク

（イ）ＩＳＯ２７００１ 情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）

ウ　安城市契約規則第５条第３項に基づく競争入札参加資格名簿（物品・その他委託）に掲載されている者。

エ　次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

（イ）公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けている者。

（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。

（エ）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

（オ）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

（カ）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者及び参加表明の日から前６月以内に手形若しくは小切手の不渡りがあった者。

（キ）国税及び地方税について滞納がないこと。

（ク）次のいずれかに該当する者

a　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代

表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７ 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

b　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

c　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

d　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

e　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

5　審査日程

項目	日程
公告日	令和７年８月５日（火）
質問書 受付期限	令和７年８月２２日（金）午後５時必着
質問書 回答公表	令和７年９月３日（水）
参加表明書　提出期限	令和７年９月１０日（水）午後５時必着
参加資格決定通知	令和７年９月１９日（金）
企画提案書提出期限、辞退届提出期限	令和７年１０月１４日（火）午後５時必着
企画提案会（プレゼンテーション）	令和７年１１月上旬
審査結果通知	令和７年１１月中旬
契約交渉期間・契約締結	対象業者と審査結果通知時に調整

※　発注者都合により日程変更がある場合はすべての参加事業者へ連絡する。

6　参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和７年９月１０日（水）午後５時までに参加表明書（様式第１号）等を提出すること。提出は持参又は郵送で受け付けるものとするが、提出期限内必着を厳守すること。

（１）提出先

安城市役所西庁舎１階　水道業務課料金係

（２）受付期限（土日祝日を除く。）

令和７年８月５日（火）午前９時から
令和７年９月１０日（水）午後５時まで

（３）提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要（任意様式、会社パンフレット等）

基本的な会社概要（資本金、所在地、業務内容、社歴等）がわかる資料とすること。

ウ　業務受託実績表（様式第２号）

検針業務、収納業務、窓口業務等の受託実績を給水人口上位の事業体から載すること。

エ　業務受託実績を証明する契約書の写し

オ　プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証書の写し

カ　財務状況関係書類（様式第３号）

直近３か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

（４）留意事項

参加表明書（様式第１号）の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなす。

7　質問書の提出

本プロポーザルに関する質問の受付は次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問並びに回答に対する再質問は一切受け付けない。

（１）質問受付期限

令和７年８月２２日（金）午後５時必着

（２）質問方法

事務局へ電子メールにて質問書（様式第４号）を送付すること。電話での質問には応じない。

8　質問書への回答

（１）質問回答期限

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せて令和７年９月３日（水）までに安城市公式ウェブサイトに掲載する。

（２）質問回答の取り扱い

質問に対する回答内容は、本要領又は仕様書の追補として取り扱う。

９　参加資格決定通知の送付

発注者は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査及び必要に応じて選考し、令和７年９月１９日（金）までに参加資格決定通知書を電子メールにより通知する。

（１）審査

参加事業者からの提出書類により審査を実施する。

（２）留意事項

本業務に関係ないとみなされた資格、同種業務及び実績については審査の対象としない。

１０　参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式第５号）を令和７年１０月１４日（火）午後５時までに事務局へ提出すること。提出は持参又は郵送で受け付ける。

参加辞退は自由であり、辞退したとしても以後不利益な扱いは行わない。

１１　企画提案書の提出

発注者が参加要件を有すると判断し、参加資格決定通知書を受領した事業者については、令和７年１０月１４日（火）午後５時までに企画提案書を提出すること。提出は持参又は郵送で受け付けるものとするが、提出期限内必着を厳守すること。

（１）提出先

安城市役所西庁舎１階　水道業務課料金係

（２）提出期限

令和７年１０月１４日（火）午後５時必着

（３）提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

イ　見積書及び明細書（任意様式）

（総額及び各年度の見積書、積算の根拠となる内訳書を添付すること。また、金額は全て税抜表示とすること。）

ウ　その他付属資料（任意様式）

（４）提出方法・部数

ア　すべての書類をファイルに綴じること。

イ　正本を１部、正本を複写した副本を９部提出すること。

ウ　提出する書類の電子データを記録したＤＶＤ媒体を１枚提出すること。

（５）留意事項

ア　仕様書に記載内容を満たす又は満たすための代替案を用いた提案をすること。

イ　仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる内容もしくは本市・本市職員の業務遂行にメリットがあると思われる内容があれば積極的に提案すること。ただし、これに係る費用は提出する見積額に含むものとする。

ウ　企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受注後に追加経費を伴わず実施する意向があるものとする。追加経費の必要なオプションとしての提案、本業務では行わないが将来的に選択できる提案等はその旨を明記すること。

１２　企画提案書作成の要領

（１）用紙は原則Ａ４判（縦・両面印刷）で作成し、表紙・目次は除き８０ページ以内（両面１枚で２ページ分）でページ番号を付し、部単位で綴じること。各ページの様式は任意とする。

（２）文字サイズは１１ポイント以上とすること。ただし、図表や注記等についてはこの限りでは無い。

（３）図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、Ａ３判の図版がある場合は、横向き・片面印刷でＡ４判に織り込むことで可とする。

（４）企画提案書本編の内容は任意とするが、別紙「評価基準」の項目を参考に構成すること。

１３　企画提案会（プレゼンテーション）

企画提案書の提出後、以下のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

（１）プレゼンテーション及び質疑応答は、令和７年１１月上旬に安城市役所で開催する。詳細な日程は開催２週間前までに通知する。

（２）プレゼンテーションの持ち時間は５０分程度（プレゼンテーション２０分、質疑応答３０分程度）を予定しているが、正確な時間については日程の事前通知時に決定する。

（３）出席者は主となる説明者を含め４名以内とする。本業務に携わる予定の業務責任者は原則出席すること。

（４）業務に関する事項（評価基準の第２評価視点２業務委託に関する事項の「（２）窓口等受付業務に関する取り組み」から「（６）メーター管理業務に関する取り組み」まで）の説明については、業務責任者が行うものとする。

（５）留意事項

ア　企画提案会は選定委員、事務局職員、関係課オブザーバーを除き非公開で実施する。

イ　説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持込は控えること。

ウ　スクリーン、スクリーンへの投影装置（プロジェクター等）、投影装置接続コード（ＨＤＭＩ端子）、マイク及び電源タップは事務局が用意するが、パソコン等のその他機器については、必要に応じて各参加事業者が用意すること。また、事務局が議事録作成のためにマイクを通じて録音する。録音した内容はこの提案会の目的以外には使用しない。

エ　プレゼンテーションにて用いたスライド、動画、その他資料等は、企画提案会後にＣＤ・ＤＶＤ等の電子媒体で提出するものとする。

１４　選定委員会

選定委員会に属する選定委員は、参加資格審査、企画提案会及びその審査に参加し、本業務について適切に審査を行える者を選定する。

１５　優先交渉権者の選定

（１）本プロポーザルは選定委員会によって優先交渉権者を選定する。

（２）選定委員会は、別紙「評価基準」記載の評価項目について、提出された企画提案書、提案価格、企画提案会のプレゼンテーション及び質疑応答の内容を公平かつ客観的に評価し採点を行い、審査を実施する。

（３）企画提案会後の選定委員会にて、各選定委員の「評価基準」の点数の合計が高い者から順位をつけ、第１位と判定した委員を多く獲得した者を優先交渉権者、２番目に多く獲得した者を次点者とする。

（４）第１位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第２位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第１位の数及び第２位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

（５）第１位及び第２位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

（６）各個別の項目において評価すべきものがない等、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者及び次点者とはならないものとする。

（７）参加事業者が１者の場合であっても企画提案会を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該事業者を優先交渉権者とする。

（８）選定後は、速やかに優先交渉権者へ選定された旨を通知するとともに、選定されなかった参加事業者にもその旨を通知する。また、審査結果は安城市公式ウェブサイトに掲載し公表する。なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

１６　契約

（１）本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとする。

（２）委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

１７　提出書類の取り扱い

本プロポーザルに係り事業者から提出する資料・媒体は以下のとおり取り扱うものとする。

（１）提出書類の作成に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

（２）提出された資料及び媒体は、審査の結果にかかわらず返却しない。

（３）提出後の資料の追加及び変更は認めない（誤字脱字程度の軽微な修正については除く。）。ただし、発注者が審査に必要と判断した場合は、追加で書類の提出を求める場合がある。

（４）提出書類は、本プロポーザルにおける事業者選定に係る業務のみに使用する。

（５）郵送又は電子メールによる提出の場合、提出期限内に電話等で到着の確認を行うこと。発注者は郵便事故等による提出期限内不着の責任を負わない。

（６）電子メール送信の際は、電子メールの件名に「安城市水道事業窓口業務等包括業務」の文字列を含めること。

（７）提出書類の中で、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合及び虚偽の内容が記載されている場合、審査の対象としない。

１８　失格の条件

以下の条件に該当する場合、失格になるので留意すること。

（１）提出書類に不備、不足がある。

（２）提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に準拠していない。

（３）見積額に税額を合わせた金額が本業務の提案上限額を超えている。

（４）提案内容が仕様書の要件を満たしていない。ただし、企画提案書内で要件を満たせない理由等を説明し、代替案等を提示している場合を除く。
（５）審査の公平性を害する行為が認められた。
（６）提案にあたり著しく信義に反する行為が認められた。
（７）その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

１９　特記事項

（１）個人情報の保護

本業務の受注者は、業務の実施に際し個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（２）秘密保持

本プロポーザルに関して開示した情報（公知の事実を除く）を、本プロポーザル目的以外に使用、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、そのための必要な措置を講ずること。

（３）契約不適合責任

仕様書及び企画提案書等との不一致が発見された場合は、無償で是正措置を行うこと。

（４）再委託の禁止

受注者は、業務委託の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託申請書等による書面において発注者の承諾を得たときにはこの限りではない。

（５）著作権の帰属

本プロポーザルにて提出された企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

（６）費用負担

本実施要領にて要求する書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

（７）参加報酬

本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。

（８）開示請求への対応

提出書類について安城市情報公開条例（平成１２年安城市条例第４９号）第６条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第７条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非

開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第７条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

２０　連絡先

〒４４６-８５０１　愛知県安城市桜町１８番２３号
安城市上下水道部水道業務課料金係（西庁舎１階）
ＴＥＬ：０５６６－７１－２２８４（直通）
ＦＡＸ：０５６６－７６－３４３６
メール：suidogyomu@city.anjo.lg.jp